

平成 24 年第 3 回教育委員会臨時会会議録

1 開会宣言 平成 24 年 2 月 2 日（木） 午後 3 時

2 場 所 三条市役所栄庁舎 201 会議室

3 出席者 長沼委員長、坂爪委員長職務代理委員、渡辺委員、須佐委員、松永教育長

4 説明のための出席者

池浦教育部長、大平教育総務課長、高橋学校教育課長、嘉代小中一貫教育推進室長、前澤小中一貫教育推進室主幹、藤井小中一貫教育推進室次長、遠藤教育総務課課長補佐、大谷教育総務課庶務係長

5 傍聴人 3 人

6 議 題

(1) 会議録の承認

平成 24 年第 2 回教育委員会定例会会議録について

(2) 議 事

議第 1 号 教育委員会としての職務権限にかかわる学校の設置・廃止に関する異議申立て書への対応について

7 審議の経過及び結果

(1) 会議録の承認

長沼委員長から平成 24 年第 2 回教育委員会定例会会議録について諮り、承認と決定

(2) 議 事

- ・ 議第 1 号 教育委員会としての職務権限にかかわる学校の設置・廃止に関する異議申立て書への対応について

大平教育総務課長が説明

質疑に入る。

(長沼委員長)

それでは、説明が終わりましたので、ただいまの件について、ご発言がございましたら、お願いしたいと思いますが、異議申立てを却下するかどうかということと、要求事項への対応という 2 つあったようですので、先に、異議申立ての却下についてお願いします。

(渡辺委員)

今ほど説明がありましたが、1 月 16 日の臨時会の説明の中で、場合によっては再度補正を求めることもあるとの説明があったと思うんですが、今回の回答について再

度補正をさせる必要はないんですか。

(大平教育総務課長)

前回、私の方から確かに再度の補正も考えられるということで説明をさせていただいたと思います。ただ、今回の内容を見ますと、異議申立人としては、補正事項の2つ目の不作為に係る処分その他の行為についての申請の内容及び年月日については完全であって、補正に当たらないと主張しており、再補正を求めたとしても補正に応じる可能性が極めて低いものと考えられることから、再度の補正を求める必要はないと考えたところです。

(長沼委員長)

ほかにございませんか。

(須佐委員)

今回この異議申立てを却下した場合、その後の手続き的なものは何か出てくるのでしょうか。

(大平教育総務課長)

今回の異議申立ての却下につきましては、先ほど説明させていただきましたが、そもそもその前提となる具体的な申請の内容が明らかにされていない、ということから不作為に対する異議申立てとしての要件を欠いているものとして却下をさせていただくこととなりますので、行政不服審査法の手続きとしてはこれで終了ということになると考えております。

(長沼委員長)

ほかにございませんか。

(長沼委員長)

無いようですので、それでは、今回の異議申立てにつきましては却下することとして、原案のとおり通知することにご異議ございませんでしょうか。

<「異議なし」の声あり。>

(長沼委員長)

ご異議がありませんので、異議申立てを却下し、原案のとおり通知することに決定いたします。

それでは次に、もう一点、回答書に記載された要求事項への対応について、ご発言がございましたら、お願いしたいと思います。

(須佐委員)

これまでの経過を考えますと、まず異議申立てがあり、それに対してこちらから補正が必要だということで通知をして、今回、その異議申立書の補正についての回答があった中で要求してきているわけですが、この位置付けをどう考えればいいのでしょうか。

(大平教育総務課長)

今回の回答書は、今ほど須佐委員さんが発言されたとおり一連の異議申立ての流れの中で、補正を求めたことに対する回答として提出されたものです。

異議申立ての手続き上で考えた場合には、何ら要求する権利はないものと考えておりま

す。ただ、どういう内容であれ要求事項ということで記載されておりますので、何らかの対応をしてもいいのではないかということで、考えているところでもございますけれども、ただ、その要求されている内容を考えて見ますと、今までいろいろな機会でこれらについてはお答えをしている内容でございますので、今回は答える必要はないと考えた中で先ほど説明させていただきましたので、よろしくお願いたします。

(長沼委員長)

ほかにございませんか。

(坂爪委員)

今ほど説明があつたとおり、相手方が要求してきている内容は、これまでに何回も説明してきている内容だと思いますから、特に答える必要はないと思います。

(長沼委員長)

ほかにございませんか。

<発言なし>

(長沼委員長)

無いようですので、それでは、この要求事項につきましては特に対応しないことにしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

<「異議なし」の声あり。>

(長沼委員長)

それでは、ご異議がありませんので、この要求事項には特に対応しないことに決定いたします。

8 閉会宣言 平成 24 年 2 月 2 日 午後 3 時 13 分

三条市教育委員会会議規則第 38 条及び第 39 条の規定により、会議の顛末を記載してここに署名する。

三条市教育委員会

委員長 長沼 礼子